

令和８年涌谷町議会定例会 ７月会議（第１日）

令和８年７月２４日（金曜日）

議 事 日 程 （第１号）

１．再 開

１．開 議

１．議事日程の報告

１．会議録署名議員の指名

１．会議日程の決定

１．議案第４７号 災害時相互応援協定の締結について

１．議案第４８号 涌谷町健康と福祉の丘設置条例等の一部を改正する条例

１．議案第４９号 財産の取得について（令和８年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）

１．議案第５０号 財産の取得について（令和７年度（地域未来交付金）避難所用備品購入事業）

１．議発第 ３号 非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

１．休会について

１．散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1 番	一 條 裕太郎 君	2 番	二 上 光 子 君
3 番	黒 澤 朗 君	4 番	佐々木 敏 雄 君
5 番	佐々木 みさ子 君	6 番	稲 葉 定 君
7 番	只 野 順 君	8 番	後 藤 洋 一 君
9 番	伊 藤 雅 一 君	10 番	杉 浦 謙 一 君
11 番	門 田 善 則 君	12 番	竹 中 弘 光 君
13 番	大 泉 治 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

副 町 長	大 崎 俊 一 君	総 務 課 長 参 事 兼 課 長	内 藤 亮 君
企 画 財 政 課 参 事 兼 課 長	熱 海 潤 君	町民医療福祉センター長	前 沢 政 次 君
町民医療福祉センター 副 セ ン タ ー 長	木 村 智香子 君	福 祉 課 長	渡 邊 千 春 君
総 務 管 理 課 長	戸 澤 貴 志 君	代 表 監 査 委 員	城 口 貴志生 君

事務局職員出席者

参事兼事務局長	佐 藤 明 美	総 務 班 長	大 平 佳 矢
---------	---------	---------	---------

(午前10時)

○議長（大泉 治君） 皆さん、おはようございます。

お暑期中、ご参集いただきまして、大変ありがとうございます。

定例会7月会議出席、大変ご苦勞さまでございます。本定例会の議事運営につきましても、いつもと変わらない格別のご協力を承りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ここで、副町長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。副町長。

○副町長（大崎俊一君） 皆様、おはようございます。

本日、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、6月と9月の間の急遽7月ということで議会の開催をお願いしたところ、快く皆様にお受けいただきまして開会の運びとなりましたこと、厚く御礼申し上げます。

本来であれば、本日、町長出席するところですが、病氣療養中のため欠席となりますこと、ご了承いただきたいと思います。

本日、よろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

◎再開の宣告

○議長（大泉 治君） 本日7月24日は休会の日ですが、議事の都合により、令和8年涌谷町議会定例会を再開し、7月会議を開会いたします。

————— ◇ —————

◎開議の宣告

○議長（大泉 治君） 直ちに会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（大泉 治君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

————— ◇ —————

◎会議録署名議員の指名

○議長（大泉 治君） 日程第1、会議録署名議員の指名は、涌谷町議会会議規則第118条の規定により、議長において、3番黒澤 朗君、4番佐々木敏雄君を指名いたします。

◇

◎会議日程の決定

○議長（大泉 治君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

7月会議の日程につきましては、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、7月会議の日程は、本日1日と決しました。

◇

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第3、議案第47号 災害時相互応援協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（大崎俊一君） それでは、議案第47号 災害時相互応援協定の締結についての提案の理由を申し上げます。

本案は、千葉一族ゆかりの都市と災害時相互応援に関する協定を締結するにあたり、涌谷町自治体間交流の協定等に係る議決等に関する条例に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議案書1ページをお開き願います。

議案第47号 災害時相互応援に関する協定の締結について。

別紙のとおり千葉一族ゆかりの都市 災害時相互応援に関する協定を締結することについて、涌谷町自治体間交流の協定等に係る議決等に関する条例（平成25年涌谷町条例第3号）の規定により、議会の議決を求める。

令和8年7月24日提出、涌谷町長。

初めに、涌谷町と千葉氏の関係でございますが、議員の皆様ご承知のとおり、涌谷伊達家の始祖となられた方は千葉県の豪族でありました千葉氏の末裔でございます。文治5年（1189年）に源頼朝による鎌倉政権と奥州藤原氏との間で争った奥州合戦により功績を上げた千葉常胤の三男、武石胤盛が亙理を含む現在の福島県北部から宮城県南部を賜り、その後、亙理姓を名のっておりまして、天正19年（1591年）、亙理の地から涌谷に移り、涌谷伊達家となっております。

協定までの経緯でございますけれども、平成28年8月21日、千葉開府890年を迎える際に第1回目の千葉氏サ

ミットが開催され、今年は開府900年を迎えることとなります。この開府900年に、千葉氏ゆかりの都市 災害時相互応援に関する協定を締結いたそうとするものでございます。

今回の協定にあたっては、令和3年8月21日の第3回千葉氏サミットにおいて合意し、協議を進めてきたものでございます。協定を結ぶことによりまして、協定を結ぶ市町に災害が発生し、被災市町において十分な応急措置が実施できない場合に、要請に応じて物資の提供や人員の派遣などを行おうと協定するものでございます。

サミットの参加市町で協定を結ぶのは12自治体ございまして、議案書4ページに記載のございます、北のほうから、岩手県一関市、当町宮城県涌谷町、福島県相馬市、南相馬市、千葉県千葉市、千葉県成田市、千葉県佐倉市、千葉県印旛郡酒々井町、千葉県香取郡多古町、千葉県香取郡東庄町、岐阜県郡上市、佐賀県小城市となります。

なお、協定の締結につきましては、8月15日に開催されます第4回千葉氏サミットにおいて締結式が行われる予定となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

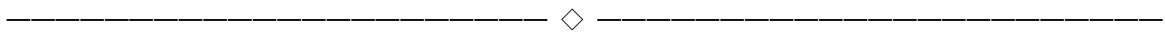
○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第47号 災害時相互応援協定の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 災害時相互応援協定の締結については原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第4、議案第48号 涌谷町健康と福祉の丘設置条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（大崎俊一君） 議案第48号の提案の理由を申し上げます。

本案は、人口減少や介護の担い手不足が進む中、高まる「在宅医療・介護」のニーズに地域全体で連携して持続可能な体制を構築すること、また、高齢者世帯や独居世帯の増加に伴い、需要が高い長期入所可能な特別養護老人ホームを整えることを目的に、令和9年3月に老人保健施設を閉鎖し、4月から新たに「涌谷町地域生

活支援複合施設」を開設するため、関係する条例の改正をいたすものです。

詳細につきましてはセンター長及び担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 前沢センター長。

○町民医療福祉センター長（前沢政次君） おはようございます。

それでは、私どもいろいろ考えてまいりました涌谷町地域生活支援複合施設につきまして、まずこれまでの経過について、要約をさせていただいてお話を進めてまいりたいと思います。本日、資料といたしまして議案第48号資料を準備いたしましたので、ご参照いただけるとありがたく思います。

まず、施設の基本理念でございますけれども、その前提として、私ども、病院のお仕事、老健、そして訪問看護ステーションの事業をしてきたわけでありますが、やはり治療の場と生活の場というのをきちんと分けて、一人一人にとってどちらがどうふさわしいのかというあたりの検討をしていったときに、やはり生活の場の確保というのが在宅だけでなく福祉施設等も使わないとうまくいかないということに直面いたしまして、この三つの基本理念を考えております。

一つは、町が推進いたします在宅医療介護連携体制構築の一翼を担うということでございます。ここでいう在宅は、今申し上げましたように治療の場以外の生活の場というふうにご理解いただいて考えを進めていただけるとありがたく思います。その一つが、病院外、治療の場以外における継続的生活の場である特別養護老人ホームを整えていくということが大切かと考えております。もう一つは、在宅療養あるいは家族介護者、このしている人たち、そしてそれを支える人たちを支援する短期入所生活介護ということで、ショートステイでございますが、これについて、充実した、臨機応変、そして柔軟な部署がないと在宅生活がうまくできないということで、この二つを柱と考えております。

そして、付け加えることになりますけれども、病院機能及び地域福祉活動と連携したサービスということで、特に地域福祉活動というのは社会福祉協議会を中心に行われてまいりましたが、これとの連携ということを考えていかないと、ばらばらではうまくいかないということでございます。

3番目にケアの質と倫理性の高い介護ということを考えておまして、病院の延長線、治療の場の延長線上での療養の場ということではなくて、ケアそのもの、介護及び一部看護、生活を支えるという点での質の在り方、患者さん、利用者の方の望まない、無理やり命を延ばすための延命措置等もどうかということを十分検討いたしまして、倫理性の高い介護を実行できる場所というふうと考えております。

あと、これまでの状況でありますけれども、これは一時説明ではなくて、概略を説明させていただきたいと思っております。

現在ございます老人保健施設は、1995年、平成7年7月7日にスタートしたものでございます。当時、病院と在宅、自宅との中間的な施設及び病院と老人ホーム等の福祉施設との間の中間的な施設として、国も推奨いたしましてスタートしたものでございます。ただ、時代の変遷によりまして、人口の減少でありましたり、また高齢化、そして高齢で介護を受ける方々の増加ということも含めまして、社会変化になかなかついていけない面がございます。

それから、内部事情といたしましては、病院の中の一般病棟の一部を、現在26床ございますけれども、地域包括ケア病床といたしまして、これをどういう活用をしているかということ、急性期を過ぎた患者さん、回復期で

あったり亜急性期というような呼ばれ方の方々を約60日間お世話をする場所でございまして、この働きというものが老人保健施設の回復期のお世話という働きと重なってしまうというような状況がございまして、病院で働く者にとっては、老健との連携というよりも、まずこの地域包括ケア病床をしっかりと使って在宅ケアを開始するというような状況になっておりまして、機能面でもなかなか老健の独自性というものを十分発揮できない、そういう状況になっております。

それで、一昨年度、プロジェクトチームを立ち上げまして、まずは、町全体の介護の在り方、この体系を見直す、それからこれまでの成果というものを見直していこうということで取り組んでまいりました。ただ、十分な先見性とかですね、それから、何とか職員間でも現在の老健を維持したいという気持ちも強くございまして、老健を改善する方向で存続したいというような結論を出したわけでございます。

ただ、その後1年、その方針にのっとって努力をしてみたものではございますけれども、やはり現在の仕組みの中では十分力を発揮できない面がございまして、それから、公務員という形で職員を雇用して、年度採用もございまして、人事院勧告等での人件費の急上昇ということもございまして、十分全体として機能ができないという考えに至りまして、それを補うもの、代えるものをどうしたらいいかということで、これは、これまで一緒にやってまいりました社会福祉協議会と協議を重ねまして、どういう施設が望ましいかということで今回の提案に至ったものでございます。その間、かなり粘り強く協議をしましたり、またニーズというものを再検討しましたり、そしてサービスの在り方、経営の在り方というものを検討して、今回、二本立ての涌谷町地域生活支援複合施設として皆様にお諮りするものでございます。

いろいろ説明至らぬところがございますけれども、今後、この場で十分議論を尽くして、皆様のご理解、ご支援を得ることができればと願っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課長（戸澤貴志君） それでは、私のほうからは条例の内容についてご説明いたします。

議案書は5ページとなりますけれども、説明につきましては新旧対照表のほうで行いますので、新旧対照表のほうをお開き願います。

1ページとなります。

涌谷町健康と福祉の丘設置条例の一部改正となります。

第2条におきましては、施設の一覧表について、「涌谷町老人保健施設」を「涌谷町地域生活支援複合施設」に名称を変更するものでございます。

続きまして、第4条におきましては、指定管理者による管理できる施設につきまして、涌谷町地域生活支援複合施設を新たに追加するものでございます。

2ページをお開き願います。

こちらにつきましては、涌谷町健康と福祉の丘使用料及び手数料条例の一部改正となります。

第3条におきましては、本文から「涌谷町老人保健施設に入所している者」の文言を削除するものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

こちらにつきましては、別表第1、第2条関係の使用料についてでございます。

（３）老人保健施設の項目を削除いたしまして、「（４）高齢者福祉複合施設」を「（３）高齢者福祉複合施設及び地域生活支援複合施設」に改め、また同時に、表の中におきまして「地域生活支援複合施設」の文言を新たに追加する内容でございます。

続きまして、６ページをお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、「（５）訪問看護ステーション」を「（４）訪問看護ステーション」に改めるものでございます。

続きまして、８ページをお開き願います。

こちらにつきましては、手数料の表の中から老人保健施設の項目を削除する内容でございます。

続きまして、９ページとなります。

涌谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正となります。

第７条につきましては、保健事業の項目から老人保健施設を削除するものでございます。

続きまして、１０ページをお開き願います。

涌谷町国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正でございます。

第１条につきましては、表の中から老人保健施設を削除するものでございます。

第２条第３項につきましては、老人保健施設で実施していた通所リハビリテーションを病院事業で実施するための改正となります。通所リハビリテーション事業の定員は現状と同じ３５名となります。

続きまして、第２条第５項では、居宅介護支援事業の設置を老人保健施設から病院に移管し、項を繰り上げる内容でございます。

続きまして、議案書の６ページをご覧くださいと思います。

附則でございます。

１項、この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２項といたしまして、指定管理者の指定に関し必要な行為及びこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができるというものでございます。

説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。３番黒澤 朗君。

○３番（黒澤 朗君） おはようございます。３番黒澤でございます。

それでは、質疑なんですけれども、令和８年度、涌谷町医療センターの医療体制、目標については、３月議会での前沢センター長の施政方針をもって理解しているところではございますが、こうした状況の中、今回の条例改正が行われております。

老健施設の本業収入は利用者の減少に伸び悩んでいる一方、総収益が大きく増加しております。しかし、その増加は本業によるものではなく、光熱費や物価高騰への対応として一般会計から繰入れや国県の補助金など外部資金の増加によるものです。そのため、決算上は黒字となっているものの、実態としては、本業の収益力が弱まり、補助金に依存した経営構造となっております。また、人件費の割合が極めて高く、本業収入だけでは経常的な費用を十分に賄えない状況です。資本的収支においても、一般会計からの繰入れによってようやく資

本が均衡を保っている状態です。

利用者の状況を見ても、入所や通所の利用は減少し、在宅支援の利用が増加しております。少子高齢化や人口減少が進む中、施設依存から在宅医療、在宅介護へ地域のニーズが変化していることがうかがえます。前沢センター長が提唱する住み慣れた自宅での生活を支えるための訪問・居宅介護支援事業の推進により、施設としても訪問や居宅介護支援を強化する方向へかじを切りつつありますが、職員体制や事業運営の負担は依然として大きいと察します。

こうした中の状況で条例が改正されておりますが、財政的観点から質疑いたします。

老健施設はセンターからは切り離され、町が今後管理するとのことですが、一つ目の質問といたしまして、地域包括ケアの拠点である涌谷町医療センター内での自ら事業として実施することは検討されたのか。医療、介護の連携強化につながると考えられますが、町はどのような事業や財政的検討、シミュレーションを行ったのか、判断の根拠を伺います。

二つ目といたしまして、丘の委員会でのどのような議論が行われ、どのような結論が示されたのか。

三つ目といたしまして、職員の処遇や雇用への影響をどのように見込んでいるのか、数字的根拠をどのように整理したのか、お伺いいたします。

4番目といたしまして、社会福祉協議会を指定管理の経緯の理由は、公募型プロポーザル等の検討がなされたのか。また、指定管理期間は何年か。

五つ目といたしまして、条例改正の最終的な目標はどこにあるのか。

この5点をお聞きいたします。

○議長（大泉 治君）　じゃあ先に、町側への質問がありましたので、副町長。

○副町長（大崎俊一君）　最初に、財政的なことということで、どういう判断をしたのかということでございますけれども、まず選択肢として何点か挙げております。当然直営で行うということも一つの選択肢ではございましたけれども、先ほどセンター長の答弁の中にもございましたけれども、どうしてもやはり、現在の仕組み、制度ですね、制度的に老健を続けることが難しい。それで、特養を町でどうしてもできないのかという、そのシミュレーションをしたのかということだと思ふんですけれども、やはり人的費用というのが大分かさでまいますということを念頭にいろいろとシミュレーションした結果、今回、福祉、民間の福祉のプロである社会福祉協議会に委託するということになりました。

社会福祉協議会につきましては、社会福祉法に基づいて市町村それぞれに設置されている組織でございますので、準公的な側面も持っております。そこが行うことによって、町と一体的に、今までも一体的にやってきましたので、一体的にできるという判断で、社会福祉協議会と手を組んでやりましょうということになっております。

そのほかについては、また担当のほうからお答えさせていただきます。

○議長（大泉 治君）　総務管理課長。

○総務管理課長（戸澤貴志君）　私のほうからは、2点目の健康と福祉の丘の内容と3点目の職員の雇用の関係についてご回答いたします。

まず、2点目の丘の運営委員会でどのような話がされたかというところでございますけれども、健康と福祉の

丘運営委員会については、3月と6月に2回ほど会議を開催しておりまして、今現在、議員皆様にお示しているような資料で説明を行っているところでございます。

その中で委員さんからいただいた意見といたしましては、今回の取組は涌谷町の医療、介護の連携強化や在宅療養体制を進める取組の一部であって、特養転換と指定管理の導入で終わりというものではないというふうに考えているというご意見と、また、老健施設がなくなった場合、利用者が町外に流れて、また雇用が減少することから町の経済規模が小さくなることから、できるだけ施設は残したほうがいいというようなご意見がありました。また、職員が大量に離れないように、職員の処遇等については十分職員と話し合うようにというようご意見をいただいたところでございます。

続きまして、3点目の職員の雇用の関係でございます。

職員の雇用の関係につきましては、現在勤務されております会計年度任用職員の方と年間3回に分けて面談を開始しているところでございます。

5月に1回目の面談を開始しておりまして、その中で今後のスケジュールや職員の皆様が思っている不安などの聞き取りを行ったところでございます。この際は職員からは、新しい環境で働きたいというような前向きな発言がある一方、給与や勤務条件などが不安だというような声も聞かれていたところでございます。

続きまして、2回目の面談を7月上旬に行ったところでございます。こちらにつきましては、詳しい勤務条件、給与待遇などをお示しして面談を行っております。現段階、今日現在ですけれども、36名の方と面談をしまして、29名の方からは社会福祉協議会に対して転籍してもよいという意向を示されているところでございます。回答期限を7月末というふうにしておりますので、この人数はこれから増えてくるのかなというふうに考えております。

いずれにせよ、丁寧な説明を行って、皆様の能力を十分発揮できるような形で頑張っていただけるような仕組みづくりに努めてまいりたいと思います。

終わります。

○議長（大泉 治君） センター長。

○町民医療福祉センター長（前沢政次君） それでは、条例改正の最終目標ということかと思います。

先ほども申し上げたとおりでございますが、治療の場と生活の場ということを考えてまいりましたときに、病院外の生活の場として在宅を最も進めていこうということで今年度の目標にも掲げているわけでございますけれども、現状としては、家族介護力の不足、低下というようなこともございまして、なかなかご本人の希望どおりに進めることにもいろんな壁がございます。

そういう中で、やはりできるだけ自宅に近いような生活の場ということを考えますと、治療を受けるということではなくて、衣食住がきちっと守られるということでございますので、これはもう圧倒的に、特別養護老人ホームの形を取ってそういう方を支えていきたいと、こういうことでございます。そういうことによりまして、自宅と福祉施設とそれから病院という、人生の最期を送っていく場所のバランスといいますか、できるだけご希望に添いつつバランスを取って、皆様がこの町で暮らしてきてよかったと言っていたいただけるような町にしたいということを強く願っております。

以上が最終目標と現在考えているところでございます。

○議長（大泉 治君） 3 番黒澤 朗君。

○3 番（黒澤 朗君） ありがとうございます。

①番のシミュレーションを行ったのか、判断の根拠ということで、民間も考えたけれども、社協との連携が強いので社協というふうな説明があったかと思えますけれども、また、丘の委員会におかれましては、2 回ほどの会議が持たれて、老健施設の存続とかいろいろお話があったことは理解できます。また、職員の処遇は、面談を行いまして職員の不安に対応しながら、29名は残るというふうなお話もいただいているということです。

そして、最終目標は、センター長は、令和 8 年の重点目標にもあるとおり、「寄り添いつむぐケアの実践」というか、そういう福祉の目標に向かって歩んでいかれるという目標なんですけれども、その 1 点で財政的な観点からいうと、町のほうでは最終目標は、病院の考えに寄り添うのか、財政はそのまま、財政的なものは考えないで、いろいろ経費、かかる費用は無限に出していくのか、その辺を財政に対してお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 副町長。

○副町長（大崎俊一君） すみません、私のほうから答えさせていただきます。

財政的な面を考えますとやはり……、財政的な面を考えるとかという前に、なぜ今回転換するのかということころだったんですけれども、やはり冒頭にセンター長からお話があったとおり、今の老健の仕組みのままではどうしても限界があると。それは財政的にも同じであって、入所者数が決まっている中で、介護報酬が上がらない、経費はどんどん上がっていくといったときに、今年度に限っては一般会計から約 1 億 5,000 万円の繰り出しをする。今後、人勧等により、存続していけば 2 億円、3 億円という一般会計の繰り出しが予想されている中で、やはりどうにかしなければならないというのが前提でございます。

じゃあどうするんだといったときに、やはりコンパクトにして経費を削減するのが一つ。そしてあと、やっぱり公的機関ではなく、民間サービスに任せる。民間サービスに任せて、回転率を上げながら効率をよくしていくというのも一つであるということで、今回転換に至ったものでございます。

なので、当然、経費、指定管理料というのが出てきます。こちらは今算定中でございますけれども、じゃあ無限大に出すのかといった場合に、それはやっぱり違うんじゃないかなと。やはり一般会計からの支出ということになりますので、そこは精査していきながら、将来的にじゃあいつまでやるんだと言われるかもしれませんが、状況を見てやっぱりその場で判断しながら、改善すべきところは改善しながら指定管理料は出していきたいなと思っています。

○議長（大泉 治君） 3 番黒澤 朗君。

○3 番（黒澤 朗君） さっき 4 番目の質問の中で、指定管理期間は何年になるのかということはお答えをいただいていたと思うんですけれども、あと副町長から財政的な今後の考え方とか様々お聞きしました。

老健施設を充実させていくというか、涌谷の福祉とか障害者を守っていくということは理解できるところでございますけれども、本来の条例改正の目標は、施設の運営の持続性の確保、財政的負担の軽減、在宅支援の強化が重要と考えます。しかし、現時点では、先ほど副町長の説明にもあったとおり、現時点の最終目標が見えず、議会として判断するための数値的根拠というか、その辺が不足しているように思われます。今後議会においては、その辺の転換したときには、こういう財政状況を目指しますとか、そういう K P I も示していただきたいと思っています。

本議案は、町内の介護提供の体制を将来にわたり持続可能なものとし、高齢者や障害者の生活を安定的に支えるための施設機能の再編を目的とするものであり、町民の福祉の向上に資する重要な施策であることから、今後事業の安定を願い、質疑を終わります。

○議長（大泉 治君） 質問者の質問は指定管理に関する内容でございまして、本議案はその前のいわゆる条例の改正の部分でございます。ただ、3回目の質問でもありますし、もし答弁できるのであれば答弁させます。総務課長。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） それでは、私のほうから指定管理につきましてご回答させていただきます。

先ほどございました指定管理者の選定、それからあと指定管理の期間につきましては、この議会の後に審査委員会、こちらは手続に関する条例に基づく審査委員会となりますけれども、そちらのほうで指定管理者の選定と申しますか、公募、非公募の決定ですとか、あとは指定管理者の候補者の選定、また指定期間等を審査しまして、そちらのほうで候補者が決まりましたら、今後行われます議会で指定管理のほうを上程したいというふうに考えております。

○議長（大泉 治君） ほかに。1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 1番一條でございます。

本条例を改正するという事で、私の最初に受けたイメージといたしましては、やはり条例を決めるということはその後のこの制度に待ったなしの状況をつくるということでございますので、本当に慎重な審議が必要ではないかというふうに考えます。私の知る限りでは、複合温泉施設の下に建設されました認定こども園、そちらの土地の買収であったりとか、あとはふるさと納税の太陽光の際であるとか、そういった何か涌谷町にとって岐路に立たされているときに条例をしっかりと精査していかないと、その後いろいろな問題点が浮上してしまうのかなというふうに懸念されるところがございます。そこで、町立施設を残すこと、ここを目的とするのではなく、やはり町民が必要な介護サービスを将来にわたって持続可能な形で確保することがこの条例を変える目的に値するかなというふうに感じます。

そこで、お伺いしたい点といたしましては、先ほど3番議員もお話をされたかもしれませんが、この条例改正によって町が将来負担する財政リスクはどの程度なのかということがまだ見えません。

そして、指定管理制度を採用した場合、町は将来的にどこまで財政支援を行うかということも、先ほど副町長から答弁ございましたが、明確なものがございません。

そして、特養への移行以外の選択肢ということですが、頂いた資料の中には、介護医療院であるとか、あとはその他比べるものがございますけれども、私といたしましては、民間への譲渡、または、財政負担ということを考えますと、廃止、そういったことも検討材料としては本来上げるべき内容ではないかというふうに感じております。

さらに、運営が行き詰まった場合の責任と費用負担、これを誰が負うのかということも議論の対象であるかと思えます。

そして、将来の人口減少や要介護者数の推計を踏まえても現在の施設規模で適切なのかということ、これも議論の対象になるかと思えます。

そういったことをまずお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） まず先に、質問内容の1、2あたりはセンター長がしっかり説明しておりましたし、先ほど3番にも申し上げましたが、指定管理者を定める議案ではございませんので、その辺のところで、どこに頼んでどれだけの経費とか採算とか何年後にどうなるとかというお話は本議案には不適切な質問だというふうに捉えますが。はい。

○1番（一條裕太郎君） であるならばなんですけれども、ちょっと質問の志向を変えたいと思います。

条例改正を審議する段階では、条例に反対するか賛成するかという結論ではないかと私は感じております。十分な比較検討が行われているのかということですね。こちらの頂いた資料の中では、それが十二分に検討されているとはちょっと分かりづらい部分があります。財政負担の長期試算といったものも示されていないのかなというふうに。数字の部分ですね。あとは、ほかの選択肢を除いて、この特養で社協さんが進めていくというお話を暫定路線にした経緯といったものも、いただいたご説明の中では明確な答えではないんじゃないかなというふうに感じます。そういったことを伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 副町長。

○副町長（大崎俊一君） それでは、まずお答えいたします。

大前提となりますのが、何のために残すのかとおっしゃられましたけれども、町民のため、町民のために町が管理して残すのが最適であるという判断をした上での今回の条例の上程となっておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） あとそのほかの質問って何かあったっけ。（「財政リスクが残っていました」の声あり）先ほども申し上げたけれども、リスクがどうのこうのというのはどこに頼んだときだから、今回は、頼めることができる、いわゆる老健施設を廃止することによって指定管理ができるということになるだけの改定で、その前提として方向性としては社協であるという説明であったので、決定ではまだないということをまず前提としてもらいたいと思います。1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 今、議長のご説明ございましたが、社協さんありきではないとお話をいただきましたけれども、最初の説明段階では社協さんに頼むことを前提にということが示されたように私は捉えましたので、今の質問をさせていただいている次第でございます。

○議長（大泉 治君） 決定ではなくて、前提。

○1番（一條裕太郎君） 決定ではなくですが、前提でというところを加味した上でお話をしているところなんですけれども、その上でやはり、条例改正を審議するのであれば、この資料のほかに、今後の特養へ移行した際の、20年、できれば、10年でも構いません、そういった収支の試算であったり、あとは、ほかの施設の運営形態、これに置き換えた場合の同じく収支試算、あとは国保病院との人員の共有、こういったことも、介護医療院という制度ですか、そちらを試算した際には、そういった人の共有ということも可能であるというふうに聞いておりましたので、これに対する効果の試算。あとは、一番大事なところは、利用者数、そして人口推移を踏まえた需要予測、これをしっかりと積算根拠といたしまして、条例を改正する上では必要な情報ではないかと。でなければ、私自身も町民の方への説明が十分にできないと感じます。そのことについてお話をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課長（戸澤貴志君） まず、1点目の試算の話でございますけれども、特養になったからというような試算とかについては行っていないところでございます。

また、需要についてというお話でございました。今現在、涌谷町の特養の町民の方の待機者が町内で60人くらいいらっしゃるというような状況もありまして、そういった状況も踏まえると、やはり特別養護老人ホームへの需要が高いというふうな判断があったところでございます。

あと、先ほど民間譲渡というなお話もございますけれども、ご存じのとおり町民医療福祉センターは行政部門と病院部門等とが一体的に複合化された施設でございます。なかなか切り分けが難しい、ハード面で見ると切り分けが難しいところがございます。もし何らかの施設的な事故等があった場合の責任の所在等についても大変難しいところがあるかなと思いますので、なかなか民間譲渡、あそこの部分だけ切り取って民間譲渡するというのは大変難しいかなというふうに考えております。

あと、先ほど施設の廃止もというところのご意見もありましたけれども、やはり涌谷町、高齢者が増えていくような町でございますので、やはり介護施設というのは当然必要になってきますし、先ほど申し上げましたように、特養に入りたくても入れないという方が町民の方で60人程度、今現在いらっしゃるというような状況も踏まえると、なかなか介護施設を減らすという判断には至らないかなというふうに考えております。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。センター長。

○町民医療福祉センター長（前沢政次君） 経営面、金額面でのシミュレーションが不十分であることは認めたいと思います。ただ、機能面として、実際に現場を担当している者として申し上げますけれども、介護医療院の場合は、ほぼ現在の療養病棟ですね、現在39床で運営しております。こことほぼ重なるんですね。ですので、現在の療養病棟を介護医療院に変えるという選択肢はありますけれども、老健を介護医療院に変えるという選択肢には私はならないというふうに考えております。

介護医療院は介護保険制度から出たものでありますけれども、中身はほぼ医療なんですね、介護ではなくて。介護も含まれますけれども、特に重度でかつ様々な医療処置を要するような方を収容する、入っていただくところでございますので、現在の老健の変換としては合わないのではないかと。最初に申し上げましたとおり、治療の場としての病院をきちっと運営していくと同時に、やはり生活の場を確保しないと、多くの方が医療の中に無理やり入らざるを得なくて望まない医療を受けるというような事態も生じますし、やはり本人が自由な時間、自由な空間の中で過ごせるというのは在宅が一番です。次にはやはり特別養護老人ホームであろうというふうに我々は議論して考えるに至りました。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） ほかに。4番佐々木敏雄君。

○4番（佐々木敏雄君） 新旧対照表の10ページになりますが、通所リハビリテーションの定数を新たに設けておりますけれども、当然、老健がなくなるのでその分として病院で受けるという意味合いで設けたんだろうと思いますけれども、これは診療科ということであれば、当然医師の担当というか、定数とかあると思うんですが、医師数としては特に問題なく運営できるものなのか。現在は当初予算では7名の医師という形で出ていますけ

れども、研修医とか出ている状況の中で、２年後、３年後となって医師数が足りなくなったらというふうなことも考えた場合に、どのような考え方で、人数が少なくなれば自然にだんだんと少なくしていくとか、そういう考え方はあると思うんですけれども、今回出したことは取りあえずは老健の通所リハビリを受皿にすると。老健は前は多かったんですけれども、だんだんと少なくなっているのが現実でありますので、その辺の考え方はどのような考え方でいらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課長（戸澤貴志君） まず、医師数のお話でございます。涌谷町国保病院の必要医師数、詳しい数字は今手元にはないんですけれども、８人だったかと思います。常勤換算しますと１３人というふうに、応援の先生も含めて計算しますので、そうしますと１３人というふうな数字となりますので、医師数が不足するというような事態にはならないというふうに考えております。

また、あと通所リハビリテーションは３５名なんですけれども、こちらも、今現在利用されている方が１日二十五、六人ぐらいの利用者の方がおりますので、まずは現状の人数を引き継いで、今後の需要を見ながら定員数についても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大泉 治君） ４番佐々木敏雄君。

○４番（佐々木敏雄君） 老健の通所と病院の通所の違いとかは特にあるのかどうか、ちょっとその辺をお伺いしておきます。

それから、老健では通所は送迎がありますけれども、病院はその辺を考えているのかと、それからもう１点、当然、介護保険以外の医療保険での受診という形になると思うんですけれども、その辺で利用者の負担増とかその辺はいかがなものなのか。その辺は検討していなければそれはそれでいいんですが、その辺もある程度、現在老健のリハビリを利用している方に説明をしておかなくちゃいけないものだろうと思うんですが、その辺をお伺いします。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課長（戸澤貴志君） 病院で予定しております通所リハビリテーションの内容につきましては、今現在老健で行っているものと同様に、食事あり、お風呂ありの、あと送迎つきという内容で考えております。

また、病院ではやりますけれども、通所リハビリについては介護保険のほうの事業となりますので、利用者さんから見れば負担が大きくなるというふうなことはないというふうに考えております。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。６番稲葉 定君。

○６番（稲葉 定君） ６番稲葉でございます。

今回の事業形態の変更の条例なんだけれども、それは以前に老健のコンサル頼んで調べてもらったはずなので、その結果と今回のこの特養への移行というのはどういうふうに関わりあるのか、それを伺いたいと思います。

さらに、今回特養に移行した場合には、特養の場合は介護度３以上でないと入所できないと思うんです。介護度１・２の人が例えばデイサービスを利用していたとか、そういった人が行き先がなくなっちゃうんじゃないかというか、そういった介護難民のことも心配なんです。デイサービス機能はどこに行くのか、一応それは

考えの中にはあると思うんだけど、それを公表していただきたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課長（戸澤貴志君） まず、1点目のコンサルがやった部分と今現在のどのような関わりがあるかという部分につきましては、本日お手元に渡しております資料の1ページ、右側の検討結果のところでございます。読み上げます。老健の今後の在り方については、プロジェクトの報告を受け、令和7年2月「涌谷町老人保健施設の経営状況について」で資料2のとおり比較し、老健の在宅強化型を目指し改善を進めた。しかし、課題の改善が図られないことから、次の六つの視点から「特養と併設型短期入所生活介護」への機能転換を選択したというところでございます。

また、2点目の介護度1・2の方についてでございますけれども、こちらの方々につきましては、老健施設で約4割程度の方に該当するかと思いますけれども、その方々に対しては既に説明を進めておりまして、おおむね皆様からご理解いただいているような状況かなというふうに考えております。行き先につきましては、1・2に見合った施設への転籍、転入であったり、または今度開設いたします短期入所生活介護などのサービスを利用していただくような考えで考えております。

終わります。

○議長（大泉 治君） 6番稲葉 定君。

○6番（稲葉 定君） コンサルが全てじゃなくて、そもそも私は所管事務調査などで特養ホームに移管したらどうなんだという意見を申し上げたことは当然でございます。自分で言ったことですから責任持って申し上げるんですけども、特養ホームへの移行は別に、それは時代の要求というか、需要が確かにございます。私も特養ホームにうちの身内が入所希望を出したときに、待機3年ありますということを伺いました。年齢だから待機のうちに亡くなるかなという心配すら出るほどの、そういった状況なので、特養ホームはすごくありがたいなと思うんです。特養ホームにいれる介護度3というのはそんな介護度の低いものじゃなくて、自宅介護と簡単に言いますが、自宅介護は3くらい上になると家族は恐らく仕事を辞めたりそういった状況になるので、特養ホームは家族を守る意味でも大事な施設だと私は思って、特養ホームについては賛成です。

ただ、先ほどのコンサルの意見を聞いてどこかに入れたのかということは、移行する場合にもいわゆるプロセスがすごく大事で、私たち議会も当然そうなんだけれども、町民の方々とかの理解がなければ、スムーズな移行というかそういうのができないと思うんです。今回もそういったことで、そんなこと知らなかった、特養ホームに移行することを知らなかったと最近言う町民の方までいて、そういったことも、私どものPRも不足しているという責任もございますけれども、やはり町でもそういったことで町民にアピールというか周知徹底していかないと、なかなか町民の方々に即座に受け入れてもらえないのかなというそういう心配がございます。

先ほどもう一つ質問し忘れたんですけども、ショートステイの場合のこともちょっと心配なんですけれども、ショートステイの受入先もちゃんと確保されているのか。先ほどデイサービスの受入先あるというんですけども、ちゃんとそういった施設でも了解をもらって、受入れの能力にまだ余裕あるのか、そんなことも調べたのかどうか伺いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課長（戸澤貴志君） 要介護1・2の方の今後の受入先というようなご質問でございますけれども、こ

ちらにつきましては、個々それぞれの事情等がございまして、これについては、今後、ケアマネジャーなども通じて、来年の4月以降の入所先や在宅に戻るかというような検討が進められていくかなというふうに考えております。

終わります。

○議長（大泉 治君） ほかに。総務管理課長。

○総務管理課長（戸澤貴志君） 町民への周知という部分でございますけれども、確かにご指摘のとおりちょっと反省する部分はあるかなと思います。8月1日号の広報で老健をこのような施設に転換するというような記事を書きたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（大泉 治君） 可決されないと載せられないからね。条例否決されたら載せられないでしょ。（「そういった計画ですというのを載せてみる」の声あり）

ほかに。11番門田善則君。

○11番（門田善則君） まず今回の条例改正について、私としては、老健の在り方、これは今まで執行部側も検討されてきて、病院側も検討されてきている中で、やっぱり今の町民ニーズにマッチしているのかどうかということが一番大事だったんだろうなというふうに考えます。そういった中で、やっぱり利用者数が年々減ってきているということはどうしても財政面でも圧迫してきている。そういう中で、今回、条例を改正して、新たな老健に代わる施設を考えたということですが、私としては、やっぱり町民の血税の中で経営というものをやって町民の福祉の向上を図るのが、執行部側も我々議員も当然の義務だろうというふうに考えます。

そういった中で、今回の変更については、私もそうするべきな時期に来ているのではないかなということである程度歓迎しているわけでございますけれども、ただ、一つ町民の中には、老健がなくなることによって、それが今度特養になると。特養は、先ほど前者も言いましたけれども、3人以上の人しか入れないというふうな条件があります。そういった中でなぜ特養なんだというふうな町民の声も一部に、一部にあります。

その中では、先ほど1番議員も言っていましたけれども、介護医療院という新しい、厚生労働省が推奨している介護医療院というものもあるわけでございますが、しかしながら、今回、センター長が先ほど説明いたしましたけれども、介護医療院についてはこれだけのメリット、デメリットという中で、うちのほうは40床の療養施設というんですか、療養病棟というんですか、それを持っているので、もしも持っていない施設であるならば有効な方法ではなかったのかなというふうなセンター長からの説明もあったわけでございますが、その辺がやっぱり町民には一番難しい部分であって、なぜ老健なんだということが一番の関心な部分。今60人の待機者がいるのだから、その60人。じゃあ、涌谷町のある病院が今閉鎖していて、新たに特養をしたいというふうになった場合には重なる部分もあって、その60人、涌谷町の今度つくる施設も36人ですか、そういったことになると一気に解消するような形にもなるわけですが、なぜ特養なのかということを改めて、前者にも答えているかと思うんですが、そこだけちょっともう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（大泉 治君） じゃあ改めて副センター長。

○町民医療福祉センター副センター長（木村智香子君） お答えいたします。

様々なご質問をいただきまして、いろいろ反省すべきところ、それから前に進むべきところをご意見いただき

まして、大変ありがとうございます。

その中で、なぜ特養なのかというところのご質問でございます。

センター長のほうからも話しましたとおり、今回のまず町の目指すものというのは、在宅医療の連携体制を整える。そして、これから進んでいく、高齢化が進む町、宮城県の中で7番目というふうにこの間新聞報道がありましたけれども、この41.6%が進まないということはありませんので、この体制をきちんと町として整えていくべきだろうという大前提がございます。

その中で今の老健のニーズを見ますと、一つは長期生活ニーズ、それから一つは在宅復帰支援というこの二つのものを持っている老健をどのようにしていこうかと考えたときに、ニーズの高い長期ニーズとして特別養護老人ホーム、そして、一方、在宅支援を進めていくという町の方針に合う短期入所生活介護というのを進めようという結論に至ったものでございます。

これまで、老人保健施設の在宅復帰型を選択して、経営改善、それから効率化など、それから人件費の高騰に何とか耐えられるかということを考えて協議をしまいましたが、悪化というか、なかなか改善が図れない状況が見えてまいって、関係者と協議を進めてきたところでございます。特養を選択した理由は、長期ニーズに応える、それから町が進める在宅復帰の支援をするという、この二つに応えるために選択したものでございます。

以上です。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 恐らく、私もそのように考えておりましたが、町としてもやっぱり町民のニーズというのが一番重要だと考えたというふうに私も受け取っているわけですが、ただ、しかし、この移行について若干の心配の種もあります。それはなぜかという、老健で働いていた六十何人という方が果たしてスムーズに、今度指定管理を受ける、どこになるか分かりませんが、そこにすんなりと受け入れていただくのか。もしくは、残りたいといった場合に残ってもらう方も出てくると思います。そういった中でごくしゃくした職員との関係性というものもちょっと心配される面がありますが、その辺について、先ほど総務管理課長お答えはしておりましたが、私としてはやっぱり、町民が働いている方が多いと思いますので特に心配がありますが、再度その辺について、安定性の引継ぎができるような形であるのであれば、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務管理課長。

○総務管理課長（戸澤貴志君） 職員間の部分でございますけれども、今現在、涌谷の老健のほうから2人、社協のほうに派遣しております。これはなぜかという、やはり来年の4月以降を見据えて、スムーズな移行をするためのリーダー格になるような職員を派遣しているようなところでございます。

また、会計年度任用職員で来年度社協に転籍を希望する職員に関しても、年内、まだ日にちとかは決まってはいないんですけれども、年度内に社協さんのほうに研修というような形で出向いて、ゆうらいふさん、社協さんの雰囲気であったり介護の仕方だったりというのを研修する機会などを設けて、うまく融合するような仕組みづくりというのを考えていきたいと思います。

終わります。

○議長（大泉 治君） 11番門田善則君。

○11番（門田善則君） 分かりました。ぜひ、あまり問題にならないように、ばたばたしないような形で移行できるように努力していただければなというふうに思います。

最後に財政面でのことをお聞きしますが、特養になった場合と、今まで老健施設では繰入れが結構多くて、もう大変だなという、我々議会でもそういった部分を思っていたことがあるんですけども、今回特養に変えた場合なんですけれども、まだなるというふうにはなりません、もしそういったシミュレーションがあるのであればなんですけれども、今までの老健施設と比べて町に対してどのくらいよくなる部分があるのかということとをシミュレーションしていると思うんですが、最後にその辺だけお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） 企画財政課のほうには財政的なシミュレーションというのはまだ届いておりませんので、今後、その辺は協議しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（大泉 治君） ほかに。副町長。

○副町長（大崎俊一君） ご心配ありがとうございます。

財政的シミュレーションについては、1番、3番議員さんにもお話ししたとおり、まだ指定管理料というのは出てきておりません。決まらなと出てこないの、その辺はまだ算定のほうはしておりませんが、ある程度の額は減額なるのかなという感触ではあります。

それにつけても、老健といふか介護施設を残すという意味では意義があることだと思います。地域福祉を守っていく上でも、やはりこれはやっていかなければならない事業であるということとはご認識いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。1番、賛成ですか、反対ですか。（「反対です」の声あり）ほかに。（「私は賛成です」の声あり）はい、11番門田善則君。

それでは、反対から。反対、1番一條裕太郎君。

○1番（一條裕太郎君） 1番一條でございます。

私は、本議会に上程されました涌谷町健康と福祉の丘設置条例等の一部を改正する条例に反対の立場から討論をいたします。

まず申し上げたいのは、私は高齢者福祉の充実や介護サービスの必要性を否定するものではございません。ただし、町民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整備することは行政に課せられた重要な責務であると考えております。しかしながら、その手法については、将来世代への責任も含め十分な検証と説明が尽くされなければならないと考えております。

今回の条例改正は老人保健施設を指定管理者制度へ移行するための前提となるものでありますが、議会審議において、執行部から将来の財政負担について私自身が納得できる説明というものはないと感じます。特に指定管理者制度へ移行した場合の長期的な収支見通しや町が負担する指定管理料の推計、さらには人口減少や利用者数の変化を踏まえた将来シミュレーションについて確認いたしましたが、シミュレーションは実施していないとの答弁がございました。私はこの点を重く受け止めております。

指定管理者制度は、民間のノウハウを活用し、効率的な施設運営を図ることを目的とした制度です。しかし、町がこれまで一般会計から負担してきた経費が指定管理料という形に変わるだけであるならば、町全体としての財政負担は本質的に変わらない可能性があります。だからこそ、効果や財政負担について客観的な試算を行い、議会や町民に示す責任があるように感じます。

また、老人保健施設の今後については特別養護老人ホームという形でお示しを受けましたが、私自身はそれに反対しているわけでもありません。反対しているのは、将来にわたる町民負担を伴う重要な財政判断であるにもかかわらず、十分な比較検討や財政シミュレーションが行われないうまま条例改正を進める、その意思決定の在り方にあります。人口減少と少子高齢化が進む中で今を生きる私たちには、現在の利用者様だけでなく、これから町を支えていく現役世代や子供たちに対しても責任があります。その責任を果たすためにも、まずは長期的な財政負担や複数の運営手法を十分に比較検討し、その結果を町民と議会に示した上で判断すべきものであると考えます。

以上の理由から反対といたします。

以上です。

○議長（大泉 治君） 賛成、11番門田善則君。

○11番（門田善則君） それでは、議案第48号 涌谷町健康と福祉の丘設置条例等の一部を改正する条例に対して賛成の立場から賛成討論をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、町当局、また担当レベルの中で、今後の老健の在り方について幾度のたびに検討に検討を重ね、結果的に特養に変えたほうが良いというそういった判断の下、町民のニーズに合った役割を果たしていくという、地域包括ケアシステムには欠かせない中での判断だったのかなというふうに私は思っております。

そして、やっぱりこれから、我々もそうですけれども、私の親もそうでした。一つの施設に1回入れば、子供たちにとってはずっとそこに入れさせていただきたいというのが本音であります。そういった中で、特養に今涌谷町民の60名が待っている状況の中では、それから36人なりでも早く入れるようになっていけば、町民のニーズには十分に応えていけるのではないかなというふうに考えられます。

そういった観点からして、私は今回のこの条例の改正については賛成とし、賛成討論といたしたいと思います。

以上です。

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第48号 涌谷町健康と福祉の丘設置条例等の一部を改正する条例を採決いたします。（「議長、退席したいと思います」の声あり）

〔午前11時22分 6番 稲葉 定君退席 出席議員数12名〕

○議長（大泉 治君） 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大泉 治君） 起立多数であります。よって、議案第48号 涌谷町健康と福祉の丘設置条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は11時30分といたします。

休憩 午前 1 1 時 2 3 分

再開 午前 1 1 時 3 0 分

〔 6 番 稲葉 定君着席 出席議員数13名〕

○議長（大泉 治君） 再開いたします。

----- ◇ -----

◎議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第 5、議案第49号 財産の取得について（令和 8 年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（大崎俊一君） それでは、議案第49号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和 8 年度小型動力消防ポンプ付積載車購入について、株式会社古川ポンプ製作所と契約額1,662万6,948円で令和 8 年 7 月17日に仮契約を締結したところでございますが、その契約につきまして議決を得ようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） それでは、議案第49号 財産の取得について説明いたします。

議案書 7 ページをお開き願います。

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年涌谷町条例第10号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1、取得の目的 令和 8 年度小型動力消防ポンプ付積載車購入

2、名称及び数量 小型動力消防ポンプ付積載車 2 台

3、取得金額 1,662万6,948円

4、契約の相手方 宮城県大崎市古川中里一丁目10番29号 株式会社古川ポンプ製作所 代表取締役氏家英人
令和 8 年 7 月24日提出 涌谷町長

本件につきましては、令和 8 年 6 月16日、指名委員会におきまして、令和 7 年・ 8 年涌谷町入札参加資格の物品承認を受けた者、宮城県仙台市以北に本社または支店を有し、過去10年以内に国内において同種の実績があることの条件を付した一般競争入札事後審査型郵送方式で実施することを決定し、 6 月24日に公告、 7 月13日に開札いたしました。

応札は3者ございまして、うち有効な入札で最低価格である株式会社古川ポンプ製作所を落札候補者として書類審査した結果、7月17日に仮契約を締結しております。

なお、本件可決後、本契約となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第49号 財産の取得について（令和8年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 財産の取得について（令和8年度小型動力消防ポンプ付積載車購入）は原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第6、議案第50号 財産の取得について（令和7年度（地域未来交付金）避難所用備品購入事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（大崎俊一君） それでは、議案第50号の提案の理由を申し上げます。

本案は、令和7年度（地域未来交付金）避難所用備品購入事業について、株式会社古川ポンプ製作所と契約額925万1,000円で令和8年7月13日に仮契約を締結したところでございますが、その契約について議決を得ようとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大泉 治君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（熱海 潤君） それでは、議案第50号 財産の取得について説明いたします。

議案書8ページをお開き願います。

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年涌谷町条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1、取得の目的 令和7年度（地域未来交付金）避難所用備品購入事業

2、名称及び数量 避難所用個別テント 100張

避難所用簡易ベッド 200台

避難所用充電式LED投光器 3セット

3、取得金額 925万1,000円

4、契約の相手方 宮城県大崎市古川中里一丁目10番29号 株式会社古川ポンプ製作所 代表取締役氏家英人
令和8年7月24日提出 涌谷町長

本件につきましては、令和8年6月16日、指名委員会におきまして4者による指名競争入札で実施することを決定し、6月19日に指名通知、7月10日に開札いたしました。

そのうち最低価格である株式会社古川ポンプ製作所と7月13日に仮契約を締結しております。

なお、本件可決後、本契約となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大泉 治君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 3番黒澤でございます。

地域未来交付金といたしまして、度々避難所用の個別テント、簡易ベッドを購入しているわけですが、今現在として町では何台ぐらい所有しているのか、ちょっと分からなかったのでお聞きしたいと思います。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） それでは、お答えいたします。

まず簡易ベッドにつきましては、現在保有しておりますのは段ボールベッド、ちょっと数のほうは、すみません、後ほどお答えさせていただきます。あとそのほかに、福祉避難所用に空気を入れて使うエアベッドを保有しております。こちらの台数につきましては、すみません、後ほど確認してお答えさせていただきます。

あと個別テントにつきましても、実際には避難所用の建物の中で使うテントを準備しておりますが、すみません、こちらのほうも、数ちょっと、後ほどお知らせいたします。申し訳ございません。

○議長（大泉 治君） 3番黒澤 朗君。

○3番（黒澤 朗君） 3番黒澤でございます。

多分来るべき震災や災害に十分配慮していただきまして、計画的に準備していただくことを望みます。

以上です。

○議長（大泉 治君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） 避難所用の備品のみならず、あとは災害用の備蓄食料ですとか、その辺につきましては毎年計画的に導入してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大泉 治君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第50号 財産の取得について（令和7年度（地域未来交付金）避難所用備品購入事業）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大泉 治君） 起立全員であります。よって、議案第50号 財産の取得について（令和7年度（地域未来交付金）避難所用備品購入事業）は原案のとおり可決されました。

----- ◇ -----

◎議発第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大泉 治君） 日程第7、議発第3号 非核三原則の堅持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局総務班長に議案を朗読させます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（大平佳矢君） 議員提出議案1ページをお開きください。

朗読します。

議発第3号

非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

標記について、別紙のとおり提出する。

令和8年7月24日

提出者	涌谷町議会議員	杉 浦 謙 一
賛成者	同	伊 藤 雅 一
賛成者	同	只 野 順
賛成者	同	稲 葉 定
賛成者	同	佐々木 敏 雄
賛成者	同	二 上 光 子
賛成者	同	一 條 裕太郎

涌谷町議会議長殿

別紙となります。

非核三原則の堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器は持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和42年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和46年に衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、非核三原則を国是とする国会決議を積み重ねて、歴代内閣もこれを堅持してきた。

しかしながら、今日、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で開始されており、これに伴い非核三

原則の見直しを懸念する声がある。

核兵器を取り巻く国際情勢が厳しさを増している時代だからこそ、非核三原則は我が国と地域の安定を築く基盤として、今後も確実に守られるべきものである。

広島と長崎にもたらされた惨禍を二度と繰り返してはならず、被爆の実相を後代に伝えつつ、非核三原則を堅持し、「核兵器のない世界」実現に向けた努力を着実に積み上げることは、唯一の戦争被爆国である我が国の使命である。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆国民の思いをしっかりと受け止め、非核三原則を堅持されるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月24日

宮城県涌谷町議会

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

外務大臣 殿

防衛大臣 殿

以上です。

○議長（大泉 治君） 次に、提出者の趣旨説明を求めます。10番杉浦謙一君。

○10番（杉浦謙一君） 10番杉浦でございます。

議発第3号につきまして趣旨説明をさせていただきます。

6月11日、6月会議におきまして採択されました請願第1号に基づきまして、意見書を提出することとするものであります。

内容といたしましては、これまで非核三原則「核兵器は持たず、作らず、持ち込ませず」という国是として歴代内閣が堅持してきたものが、今内閣によりまして見直しを検討することとなっていることに関しまして、請願者からの請願が提出されたものであります。

皆さんの本意見書案に対するご賛同をお願いして、趣旨説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（大泉 治君） 提案者の趣旨説明は終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号 非核三原則の堅持を求める意見書の提出についてを採決いたします。

議発第3号 非核三原則の堅持を求める意見書の提出についてを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大泉 治君） 起立多数であります。よって、議発第3号 非核三原則の堅持を求める意見書の提出については採択することに決しました。

ここで、総務課長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。総務課長。

○総務課参事兼課長（内藤 亮君） 先ほど議案第50号の質問におきまして3番黒澤議員さんのほうからご質問ありましたベッド等の数でございますが、段ボールベッドにつきましては240台、屋内テントが130張り、あと福祉避難所用のエアーマットが11台保有しております。

大変申し訳ございませんでした。

----- ◇ -----

◎休会について

○議長（大泉 治君） 以上をもって今期涌谷町議会定例会7月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本会議は、この後、明日7月25日から12月28日までの157日間を休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大泉 治君） 異議なしと認めます。よって、明日7月25日から12月28日までの157日間を休会とすることに決しました。

----- ◇ -----

◎散会の宣告

○議長（大泉 治君） 本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時48分